

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北谷町は、後期高齢者医療に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

沖縄県北谷町長

公表日

令和8年2月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	当町は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 (1)後期高齢者医療被保険者の資格の管理業務 資格に関する申請書の確認、被保険者証や限度額認定証等の交付・回収、所得区分等の確認 (2)後期高齢者医療保険料の通知・納入管理業務 (3)後期高齢者医療の給付に関する申請受付業務 高額療養費に関する申請書の確認、療養費に関する申請書の確認 (4)後期高齢者医療広域連合への情報提供
③システムの名称	・後期高齢者医療広域連合電算処理システム ・後期高齢者医療事務支援システム ・ 収納消込システム ・ 滞納整理システム(THINK) ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
後期高齢者医療保険関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表85の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部 保健衛生課
②所属長の役職名	保健衛生課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号 北谷町役場 総務部 総務課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

〒904-0192
沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号
北谷町役場 住民福祉部 保健衛生課

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="checkbox"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[課題が残されている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー紐づけ等の際、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、複数人での確認を行い、記録を残している。またこれらを取り扱うUSBメモリや特定個人情報を含む申請書類等は鍵付きのキャビネットに保管している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input checked="" type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	広域連合のシステムの利用については、職員個人ごとの指紋とIDパスワード認証(毎月変更)による限定仕様となり、業務上必要のない者へのアクセス権は付与されていないこと、離籍時にはシステムをログアウトすることとしているため、リスク対策は十分と考える。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月17日	I 5②所属長	保健衛生課長 伊波 興勇	保健衛生課長 金城 陸彦	事後	
平成29年4月17日	II 1	平成27年12月10日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	
平成29年4月17日	II 2	平成27年12月10日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	
平成29年7月18日	II 1	平成29年3月31日時点	平成29年6月7日時点	事後	
平成29年7月18日	II 2	平成29年3月31日時点	平成29年6月7日時点	事後	
令和1年6月17日	I 5②所属長の役職名	保健衛生課長 金城 陸彦	保健衛生課長	事後	
令和1年6月17日	II 1.対象人数	平成30年8月21日	平成31年4月26日	事後	
令和1年6月17日	II 2.取扱者数	平成30年8月21日	平成31年4月26日	事後	
令和1年6月17日	IVリスク対策		様式変更に伴い、「IVリスク対策」について記載	事後	
令和2年12月1日	I 1②事務の概要	・被保険者の資格・異動に関する事務 ・関係証の交付に関する事務 ・保険料の賦課・徴収・収納に関する事務 ・保険給付の支給に関する事務	(1)後期高齢者医療被保険者の資格の管理業務 資格に関する申請書の確認、被保険者証や限度額認定証等の交付・回収、所得区分等の確認 (2)後期高齢者医療保険料の通知・納入管理業務 (3)後期高齢者医療の給付に関する申請受付業務 高額療養費に関する申請書の確認、療養費に関する申請書の確認 (4)後期高齢者医療広域連合への情報提供	事後	
令和2年12月1日	I 1③システムの名称	・後期高齢者医療広域連合電算処理システム ・後期高齢者医療事務支援システム ・収納消込／滞納管理システム ・団体内統合宛名システム	・後期高齢者医療広域連合電算処理システム ・後期高齢者医療事務支援システム ・収納消込／滞納管理システム ・団体内統合宛名システム ・中間サーバー	事後	
令和2年12月1日	II 1. いつ時点の計数か	平成31年4月26日時点	令和2年9月4日時点	事後	
令和2年12月1日	II 2. いつ時点の計数か	平成31年4月26日時点	令和2年9月4日時点	事後	
令和5年9月15日	I 7.請求先	沖縄県中頭郡北谷町字桑江226番地	沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号	事後	
令和5年9月15日	I 8.連絡先	沖縄県中頭郡北谷町字桑江226番地	沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号	事後	
令和5年9月15日	II 1. いつ時点の計数か	令和2年9月4日時点	令和5年9月15日時点	事後	
令和5年9月15日	II 2. いつ時点の計数か	令和2年9月4日時点	令和5年9月15日時点	事後	
令和8年2月20日	I 1. 特定個人情報保護ファイルを取り扱う事務③システムの名称	・収納消込／滞納管理システム	・収納消込システム ・滞納整理システム (THINK)	事後	
令和8年2月20日	I 3. 個人番号の利用法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の59の項	・番号法第9条第1項 別表85の項	事後	法律改正による
令和8年2月20日	I 9. 規則第9条第2項の適用	追加項目		事後	評価書の様式変更
令和8年2月20日	II 1. いつ時点の計数か	令和5年8月24日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和8年2月20日	II 2. 取扱者数	令和5年9月15日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和8年2月20日	IV 8. 人手を介在させる作業<選択肢>	追加項目	十分である	事後	評価書の様式変更
令和8年2月20日	IV 8. 人手を介在させる作業人 判断の根拠追	追加項目	マイナンバー紐づけ等の際、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、複数人での確認を行い、記録を残している。またこれらを取り扱うUSBメモリや特定個人情報を含む申請書類等は鍵付きのキャビネットに保管している。	事後	評価書の様式変更
令和8年2月20日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策<選択肢>	追加項目	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	評価書の様式変更
令和8年2月20日	IV 11. 当該対策は十分か【再掲】<選択肢>	追加項目	十分である	事後	評価書の様式変更
令和8年2月20日	IV 11. 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	追加項目	広域連合のシステムの利用については、職員個人ごとの指紋とIDパスワード認証(毎月変更)による限定仕様となり、業務上必要のない者へのアクセス権は付与されていないこと、離籍時にはシステムをログアウトすることとしているため、リスク対策は十分と考える。	事後	評価書の様式変更